第3章教育方法・授業科目・履修方法等

(教育方法)

- 第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。 (授業の方法)
- 第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを 高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目・単位)

第13条 各専攻の授業科目、単位及び履修方法は別表のとおりとする。

(教職課程)

- 第 14 条 中学校教諭 1 種免許状及び高等学校教諭 1 種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく所要の単位を修得しなければならない。
 - 2 本大学院において修得することのできる免許状の種類は、次のとおりである。

(公認心理師に関する科目)

第14条の2 心理学専攻において、公認心理師の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同法施行規 則に規定する所定の科目を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第15条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他大学院において修得した単位を、10単位を越えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。
 - 2 単位認定の取扱いについては別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修 することを認めることができる。これにより修得した単位は、10単位を越えない範囲で本大学院で修 得したものとみなすことができる。
 - 2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。
 - 3 前2項の規定に基づく単位認定及び留学の取扱いについては別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを 認めることができる。ただし当該研究指導を受ける期間は、1年を越えないものとする。

(単位算定基準)

第18条 各授業科目の単位数の算定基準は、神戸松蔭大学学則第13条を準用する。

(単位認定・評価)

第19条 本大学院において履修した科目の単位認定・評価は、試験及び平素の成績により行う。

(試験)

第 20 条 試験は、学期末又は学年末に筆記試験、口述試験、研究報告等により行う。

第4 章課程の修了及び学位

(課程修了の要件)

第21条 修士課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

(論文審査等)

第22条 修士論文の審査及び最終試験の方法等については、別に定めるところによる。

(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、大学院委員会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第24条 学長は、課程修了の認定を受けた者に対し、神戸松蔭大学大学院学位規程の定めるところにより、学位を授与する。